

## 担い手への農地集積について



岐阜県農政部農業振興課

農業従事者の減少・高齢化が進む中において、農地の減少、荒廃が懸念されており、現在国においては、「農業生産・経営の基礎的な資源である農地の確保」や「賃借を通じた農地の有効活用」などを柱とする「農地改革プラン」を打ち出し、農地政策の抜本的な見直しが行われております。

この中で、農地の効率的な利用を促進する施策として、農地所有者から農地の貸付け、売り渡し等の委任を受け、担い手に対し農地をまとまった形で貸付けや売り渡し等を行う新たな組織を市町村段階に設置し、担い手への農地の集積を図ることとされております。

地域の農地を守り、有効に活用するには、集落営農組織や認定農業者等の地域の担い手に農地を集積することが必要です。

農地政策が大きな変化を迎える中で、今一度、地域の農地の活用方法について、それぞれの地域で話し合いを行われてはいかがでしょうか。

問い合わせ

■岐阜県農政部農業振興課  
就農支援担当（山田、足立）

☎ 058-272-1111 内線(2664、2665)

## 農地を売りたい、買いたい人のために！

(社) 岐阜県農畜産公社

「農地保有合理化事業」は、農業経営の規模拡大や農地の集団化等を促進するため、農地保有合理化法人が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）て、当該農地を担い手の農家の皆様に売り渡す（貸し付ける）事業です

### 安心して農地を売買・貸借することができます！



問い合わせ

■(社)岐阜県農畜産公社（矢島、安田）

☎ 058-276-4601

# 岐阜アグリ

平成20年度

vol.3

## マネージメント通信

■編集・発行 岐阜県担い手育成総合支援協議会  
岐阜市藪田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2階 ☎058-268-2527

## 香港への農産物輸出について

岐阜県農政部農政課

日本の農産物・食品の輸出先として、香港はアメリカを抜いて第一位(平成19年度)となり、極めて重要な海外市場となっています。

岐阜県では県と全農岐阜県本部、県食品産業協議会、商工団体などで組織する「岐阜県農林水産物輸出促進協議会」が平成16年度から香港において、富有柿を中心とする県産農産物や加工食品の市場展開を図っているところ

です。香港では日本の果物、野菜は高級食材として人気が高く、県特産の富有柿の輸出货量も、当初、年間500kgであったものが、年間20tを超える量に拡大しています。

今回、協議会では、更なる輸出拡大を図る上でのリーディング品目として、県のトップブランドである「飛騨牛」を、牛肉輸出が昨年解禁された香港へ輸出開始することとし、在香港日本国総領事館や香港岐阜県人会のバックアップを得て、本年11月7日、8日の両日に古田岐阜県知事、大池全国農業協同組合連合会岐阜県本部運営委員会会長らが現地で大々的にトップセールスを行いました。

県では、今後も関係団体を連携し、販路拡大が期待されるアジアを中心に、県産農産物や加工食品などの積極的な販売戦略を推進することとしています。



■香港市民に岐阜県の農産物や特産品をPRする古田知事、大池全農岐阜県本部会長

問い合わせ

■岐阜県農政部農政課 消費流通促進担当  
（川尻、酒井）

☎ 058-272-1111 内線(2824)

## 燃油・肥料高騰緊急対策について



岐阜県農政部農産園芸課・農業技術課

昨年から高騰している燃油及び肥料の農業経営への影響を緩和させるとともに、低コスト、省エネルギー、省資源型の農業生産体系への構造転換を進めるために、政府が今年8月29日に打ち出したのが『燃油・肥料高騰緊急対策』であり、「安心実現のための緊急総合対策」における農業分野での柱となっております。

この後、10月16日の国の一次補正予算の成立を受け、燃油・肥料高騰緊急対策実施要綱等が示され、各都道府県単位で設立された協議会が事業実施主体となり、国からの助成金を積み立てて各種事業を実施することとなりました。

岐阜県では農協中央会、全農岐阜県本部、肥料商業協同組合及び県で協議会設立の準備を進め、去る12月3日に「岐阜県燃油・肥料高騰対策推進協議会（事務局：農協中央会）」を設立したところです。なお、協議会が実施する各種事業とは下記の3事業です。

### ①肥料・燃油高騰対応緊急対策事業（全国事業費（以下同じ）：500億円）

化学肥料施用量や施設園芸用燃油使用量の20%以上の低減を行う農業者グループに対して、肥料費や燃油費の増加分の7割を助成します。

本事業の概要につきましては、**同封のパフレット**を参照願います。



### ②施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業（10億円）

施設園芸における先進的加温設備の導入を通じて燃油使用量の低減実証に取り組む農業者グループに対して、導入・実証に要する経費の2分の1以内を助成します。なお、先進的加温設備とは、ヒートポンプ設備一式、又は木質バイオマス利用加温設備一式のことをいいます。

### ③施肥体系緊急転換対策事業（70億円）

土壌診断による施肥設計の見直し、堆肥の活用や局所施肥技術の導入等、肥料コストを低減する新しい施肥体系への転換実証に取り組む農業者グループに対して、取り組みに必要な経費の2分の1以内（一部定額）を助成します。



また、燃油・肥料高騰緊急対策の他にも、施設園芸の省エネルギー化体制の整備及び省エネ農業機械等の導入の支援を優先的に行うため、**強い農業づくり交付金に原油高騰対策特別枠（28億円）**が設けられています。何れの事業も農業者の皆さんの経営を支援するものであり、積極的なご活用をお願いいたします。

問い合わせ

■岐阜県農政部農産園芸課 野菜・果樹特産担当（小川、岡田） ☎058-272-1111（内2862～4）  
" 農業技術課 クリーン農業担当（宮田、塚田） ☎058-272-1111（内2846～7）

## 耕作放棄地再生利用推進事業について

岐阜県耕作放棄地対策協議会

耕作放棄地を再生し、担い手等への利用集積の促進を図ることは、食料自給率の向上と景観の維持・保全等にきわめて重要であり、喫緊の課題となっております。

岐阜県農業会議が発起人となって、12月15日（月）県庁において岐阜県耕作放棄地対策協議会設立総会を開催し、協議会長には今井良博農業会議会長を選び協議会が発足しました。

協議会は、農業会議のほか岐阜県、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部、岐阜県農畜産公社、岐阜県土地改良事業団体連合会、岐阜県農業共済組合連合会の7機関・団体で構成し、事務局は農業会議が担うこととなりました。

今年度、国の第一次補正予算において「耕作放棄地再生利用推進事業」が制度化されたものに伴うもので、次の事業を計画しています。

### ■耕作放棄地再生例（坂祝町深萱）



### ①県耕作放棄地対策協議会

県耕作放棄地再生利用推進計画の策定、再生利用のための検討会の開催、制度・施策の啓発・普及、地域協議会への助言等を行います。



### ②地域耕作放棄地対策協議会

地域協議会の体制整備、荒廃状況等の詳細調査、再生実証試験、検討会の開催、農地利用調整活動、地域耕作放棄地再生利用実施計画の策定等を行います。

県協議会では、地域協議会と連携し、県下各地の耕作放棄地の解消に向け取り組んでまいります。

問い合わせ

■岐阜県耕作放棄地対策協議会  
岐阜県農業会議 経営支援課（千村）

☎ 058-268-2527